

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（136）

2. 日時：令和4年3月22日（火）10：00～12：20

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、

片野管理官補佐、島田安全審査官、羽賀技術参与、安澤技術参与

長官官房技術基盤グループ システム安全研究部門

園田技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 部長 他10名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、第8条（火災による損傷の防止）及び第43条（試験用燃料体）への適合性、第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）に関する審査会合でのコメントへの回答並びに多量の放射性物質等を放出する事故を超える事象への対応について説明があった。

○原子力規制庁から、以下の点を伝えるとともに、本日説明のあった内容の他、提示を受けた資料については引き続き確認していく旨を伝えた。

➤ ナトリウム漏えい時の燃焼影響評価において、貫通クラックを想定した漏えいケースに加え、小規模漏えいケースを評価している目的を技術資料で説明すること。

➤ 照射燃料集合体の具体的な設計仕様は設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）段階で決定するとしているが、許可との整合性確認の観点から、許可で定めた制限範囲と設工認段階の設計仕様を決

定するための判断基準との関係が不明確なので、これを説明すること。

- 本日提示を受けた資料6の第24条（工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護）及び資料7の第25条（放射線からの放射線業務従事者の防護）の技術資料については、今後内容を確認し、事実確認が必要なことがあれば、改めて指摘を行う。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料1：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第43条（試験用燃料体）に係る説明資料＜指摘回答＞

資料2：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第43条（試験用燃料体）に係る説明資料＜指摘回答2＞

資料3：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第43条（試験用燃料体）に係る説明資料＜指摘回答3＞

資料4：機械的応答過程におけるFCIの不確かさの影響

資料5：再配置過程における炉心からの流出経路

資料6：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第24条（工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護）

資料7：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第25条（放射線からの放射線業務従事者の防護）

資料8：第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止）に係る説明書（多量の放射性物質等を放出する事故を超える事象への対応）

資料9：第8条（火災による損傷の防止）に係る説明書「2次冷却材漏えい時の燃焼影響評価に係る計算コード（SPHINCS）」

資料10：SPHINCSのモデル及び妥当性確認について